

私立高等学校生徒学費補助について

山形市教育委員会 教育総務課
問い合わせ先 TEL023-641-1212 (内) 482

山形市では、6月1日現在私立高等学校（通信制を除く）に在学している生徒の就学に係る保護者等（山形市民）の負担軽減を図るため、次の条件に該当する場合生徒一人あたり年額35,000円補助金を交付しています。

補助金交付に該当する方

1. 市県民税の所得割額の合計額（住宅借入金等特別税額控除等の控除前の額）が50,000円以内 又は 生活保護を受けている保護者等。
保護者が2人の場合は、2人の所得割額の合計額が50,000円以内であれば該当します。
（保護者の一方が単身赴任等で別居していても、合計額で判断します。）
2. 不慮の災害等により、1と同等の状況にある保護者等

◎ 市県民税の所得割額が確認できる書類（見方は裏面の【判断基準】参照）

- ・ 6月中旬に山形市から送付される「令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書」
- ・ 5月中旬以降に会社から配付される「令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」

申請方法

下記の書類を7月末日まで、学校に提出してください。（記入上の注意点は裏面参照）

- (1) 「令和8年度山形市私立高等学校生徒学費補助金申請書」
「私立高等学校生徒学費補助に関する調書」（申請書の裏面）
- (2) 「令和8年度山形市私立高等学校生徒学費補助金請求書」
- (3) 「生活保護受給証明書」
※生活保護を受給している方のみ提出が必要となります。
市生活支援課で発行しています。
- (4) 次にあてはまる方のみ「市県民税の令和8年度課税証明書（令和7年分所得証明）」をご提出ください。
 - ・ 令和8年1月1日時点で山形市に住所がない方
 - ・ 市から課税証明書の添付を求められた方

※不明点は事前に教育総務課にご相談ください。

《 記入上の注意点 》

*申請書と請求書を記入する際は、申請者ご本人が自署してください。
(消せるペンを使用しないでください。)

【請求書】

令和8年度 山形市私立高等学校生徒学費補助金

請求書

(宛先) 山形市長 佐藤 孝弘

請求金額 ¥ 3 5 0 0 0

令和8年度山形市私立高等学校生徒学費補助金について、上記の金額を請求します。

請求者(保護者)
住所 山形市旗籠町二丁目3-25
氏名 山形 太郎
電話番号 080 - XXXX - XXXX

なお、補助金は下記の口座に振り込みください。

記

フリガナ	ヤマガタ タロウ						
口座名義人(請求者)	山形 太郎						
振込先	〇〇 銀行 〇〇〇 店 (金融機関コード: 〇〇〇) (支店コード: 〇〇〇)						
預金種別	① 普通 2 当座	口座番号	X	X	X	X	X

(銀行名・口座番号は、金融機関コード・支店コードは、記入順りのないようにご注意ください。)

・申請者と同じ氏名をご記入ください。
・申請者の口座をご記入ください。
(他の名義人の口座は無効です。)
・押印は不要です。

【50,000円以内の所得割額の判断基準について】
「市民税・県民税・森林環境税 納税通知書」または
「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」で確認できます。
(A + B) + (C + D + E + F)の合計【保護者の合計】が 50,000円以内 … 対象
※ C ~ Fは該当がある場合のみ加算



(例) 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書

令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	*****	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	総所得③	*****	
	給与所得 (所得金額調整控除後)	*****			山林所得		
所得控除	その他の所得計				分離短期譲渡		
	雑損				分離長期譲渡		
	医療費				株式等の譲渡		
	社会保険料	*****			上場株式等の配当等		
	小規模企業共済				先物取引		
	生命保険料	*****			扶養親族該当区分	本人該当区分	
	地震保険料	****					
	所得控除合計②	*****					
	(摘要)						
	住宅借入金等特別税額控除額: ***円(市 C ***円、県 D ***円)						
寄附金税額控除額: ***円(市 E ***円、県 F ***円)							

税額	市民税	税額控除前所得割額④	***
		税額控除額⑤	***
		所得割額⑥	A ***
		均等割額⑦	***
	県民税	税額控除前所得割額④	***
		税額控除額⑤	***
		所得割額⑥	B ***
		均等割額⑦	***
		森林環境税額⑧	****
		特別徴収税額⑨	*****
		控除不足額⑩	*
	額	既充当・既委託納付額⑪	
		既納付額⑫	
	差引納付額(⑨-⑫-⑩,⑪)	***	
	変更前税額⑬		
	増減額(⑨-⑬)		
	変更月	月	